

「横浜・人・まち・デザイン賞」の概要

「横浜・人・まち・デザイン賞」は、横浜市内のまちづくりの推進に寄与することを目的として、地域の個性を活かした魅力あるまちづくりへの貢献が認められる「地域まちづくりの取組」と、「まちなみを構成する建築物等」を顕彰し、その担い手を表彰するものです。

本賞は、「地域まちづくり部門」と「まちなみ景観部門」の2部門で構成され、市民公募によるものの中から、「地域まちづくり部門」は横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会、「まちなみ景観部門」は横浜市都市美対策審議会表彰広報部会の選考に基づいて表彰しています。

今回の合同部会では、第10回横浜・人・まち・デザイン賞のスケジュールや募集概要など、両部門で共通する内容について審議します。

前回実績（第9回横浜・人・まち・デザイン賞）

(1) 応募期間

平成30年5月1日～6月30日

(2) 応募状況

地域まちづくり部門：32通（選考対象25件）

まちなみ景観部門：121通（選考対象89件）

(3) 顕彰及び表彰の選考案件

ア 地域まちづくり部門：6件

（主体である団体：6活動を支援した個人または団体：8）

イ まちなみ景観部門：7件

(4) 表彰式

令和元年5月9日（横浜市長公舎）

第 10 回横浜・人・まち・デザイン賞 スケジュール (案)

地域まちづくり部門

まちなみ景観部門

○地域まちづくり推進委員会表彰部会

[令和元年 10 月 25 日]

第 10 回の方針・スケジュール等を審議

◇都市美対策審議会表彰広報部会

[令和元年 11 月 5 日]

第 10 回の方針・スケジュール等を審議

◎地域まちづくり推進委員会表彰部会・都市美対策審議会表彰広報部会 合同部会 [令和 2 年 1 月 30 日]

・第 10 回の方針・スケジュール等を確認、募集方法の審議

◎募集 [令和 2 年 5 月～6 月]

- ・応募はがき又はウェブページからの電子申請による応募
- ・自薦、他薦は不問、複数の応募も可

◎両部会委員へ応募状況を報告 [令和 2 年 7 月上旬]

○活動調査等 [令和 2 年 7 月～8 月]

活動団体及び関係区局に調査を実施し、9 月上旬に調査票等を各委員へ送付

◇まちなみ景観部門物件調査等

[令和 2 年 7 月～10 月]

- ・事務局で案件調査を行い、応募案件の個票を作成
- ・個票を各委員へ送付

○一次選考 [令和 2 年 9 月～10 月]

各委員の評価を基に 10 団体程度の選考を行う

○活動調査等 [令和 2 年 11 月～12 月中旬]

- ・地域まちづくりの活動状況の調査を事務局で実施し、調査票等を作成
- ・12 月中旬に活動調査票等を各委員へ送付

◇都市美対策審議会表彰広報部会

現地視察 [令和 2 年 12 月上旬]

○地域まちづくり推進委員会表彰部会 (二次選考)

[令和 2 年 12 月下旬～令和 3 年 1 月上旬]

◇都市美対策審議会表彰広報部会

本審査 [令和 2 年 12 月中旬]

◎表彰対象決定・公表 [令和 3 年 2 月～3 月ごろ]

・両部門の選考終了後、市長が表彰対象を決定し、3 月頃結果を公表 (記者発表・ホームページ等)

※地域まちづくり推進委員会に選考結果を報告

[令和 3 年 3 月 (予定)]

※都市美対策審議会に選考結果を報告

[令和 3 年 3 月 (予定)]

◎表彰式 (選考委員出席) [令和 3 年 5 月ごろ]

選考方法等について

※下線部分は第9回からの変更点

	地域まちづくり部門	まちなみ景観部門
根拠法令	● 横浜市地域まちづくり推進条例第15条 市長は、地域まちづくりに関して特に著しい功績のあったものに対し、表彰を行うことができる。	● 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例第17条 市長は、魅力ある都市景観の創造に特に著しい功績のあったものに対し、表彰を行うことができる。
表彰対象	● 活動の主体となる団体及びその取組を支援した個人または団体を表彰します。	● 横浜市内のまちなみ、建築物、プロムナード、モニュメントなど景観づくりに貢献した事業者、設計者、施工者などを表彰します。 ● 運営者として貢献した人や、ものづくりに貢献した人も表彰対象とする場合があります。
応募期間	● <u>令和2年5月1日～6月30日（2か月間）</u>	
応募要件	● 横浜市内における地域まちづくりであること。 ● おおむね3年以上の取組実績があること。 ● 過去に「横浜まちづくり功労者賞」及び「横浜・人・まち・デザイン賞」まちづくり活動部門又は地域まちづくり部門を受賞したものは対象外とします。	● 横浜市内に存する「まちなみ」や「建築物等」であること。 ● おおむね10年以内に新しく造られたものや、歴史的建造物等再生されたものであること。 ● 過去に「横浜まちなみ景観賞」及び「横浜・人・まち・デザイン賞」まちなみ景観部門を受賞したものは対象外とします。
応募方法	● 応募はがき、又はウェブページからの電子申請による応募 ● 自薦、他薦は不問、複数の応募も可	
両部門の振り分け調整	● 本人の意思を確認した上で錯誤と認められる案件については、事務局で振り分けを行います。 ● 両部門の応募・選考状況について、両部会委員に情報提供を行います。	
選考方法	● 審査資料の作成 ・推薦があった地域まちづくりに取り組んでいる全ての団体へ調査票の作成と提出を依頼します。また、他薦団体には合わせて推薦票を送付するとともに、推薦者の氏名を聞かれた際にはお伝えします。 ・ <u>調査票の様式を変更します。</u> ・上記書類の内容について関連区局に照会を依頼。 ● <u>委員による一次選考</u> ・委員は事務局が送付する調査票等に基づき、10団体程度を選考します。 ● <u>事務局に活動調査</u> ・ <u>地域まちづくりの活動状況調査を事務局で実施し、調査票を作成します。</u> ・ <u>活動調査の際に、事務局が支援賞の説明を団体に行い、支援賞調査票の提出を依頼します。</u> ・事務局が支援賞対象案件の調査を実施します。 ● 地域まちづくり推進委員会表彰部会による選考 ・ <u>一次選考資料及び活動調査、審議をふまえて、委員による投票・協議により顕彰活動を選考します。</u> ・ <u>表彰対象案件の取り組みを支援した個人または団体について、支援賞の選考を行います。</u>	● 案件調査（事務局作業） ・必要に応じて部門変更や応募要件に適合しない案件の除外を行った上で、対象の概要や現地の状況等を調査し、応募案件個票を作成し委員あてに送付します。 ・案件の詳細情報について不明な点等がある場合には、必要に応じて応募者、所有者等にヒアリングを行います。 ● 委員による現地調査 ・委員は応募案件個票に基づき、各自で5～10件程度現地調査の希望案件を選定します。 ・希望が多い案件を中心に、現地調査を行う案件を事務局が選定します。 ・事務局でバス等を準備し、方面別に午前の部・午後の部に分けて現地調査を行います。 ● 都市美対策審議会表彰広報部会による選考 ・個票の審査、現地調査をふまえ、各委員が受賞候補案件を選考します。（事前選考） ・事前選考の内容を参考に表彰広報部会による審議を行い、受賞案件を選定します。 ・部会での選考結果を都市美対策審議会に報告します。
選考基準	● 横浜まちづくり顕彰事業実施細目第3条第2項 ①公共性（地域社会への貢献） ②積極性 ③地域住民等の幅広い参加や他団体との連携 ④今後の活動の継続性・発展性 ⑤創意工夫	● 横浜まちづくり顕彰事業実施細目第3条第1項 ①地域の個性と魅力にあふれた新しい都市景観の創造に寄与しているもの ②まちの活性化に寄与し、賑わいのある都市景観を形成しているもの ③歴史的なまちなみ、及び自然景観の保全に寄与し、又はそれらと調和を保っているもの ④横浜らしさの演出に寄与しているもの ⑤都市景観と環境や福祉への配慮などの先進的な取組が調和しているもの ⑥その他、優れた都市景観の形成に寄与しているもの
結果の公表	● 市長による表彰対象案件決定後、記者発表及び本市ウェブページ等により結果を公表します。	

各部会で出された主な意見とその対応について

【横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会（令和元年 10 月 25 日）】

- (1) 調査票だけでは、活動の把握が難しい。
⇒ 2段階の選考とし、一次審査（書類審査）にて選定された団体（10 団体程度）を対象に、調査票だけでは判断できない活動等の状況について、事務局が聞き取り調査を行います。
- (2) 支援賞が活動団体からの推薦に差異が生じている。
⇒ 一次審査にて選定された団体に絞り、支援賞の概要や基準を事務局が説明します。
- (3) 受賞団体等へ支援や交流の場が必要。
⇒ ホームページやパネル展で活動紹介を行います。また、地域まちづくり課で毎年開催している、「まちづくりびと全員集合！！」（ヨコハマ市民まち普請事業のフォーラム、以下「フォーラム」という。）にて、活動を発表する場や交流の場を設けていきます。

【横浜市都市美対策審議会表彰広報部会（令和元年 11 月 5 日）】

- (1) 郊外部の受賞件数について、都心部と比べると受賞件数は少ないが、応募案件自体は少なくない。
郊外部の別枠を設けるのではなく、活動や愛着を考慮しつつも、景観的にすぐれているかどうかを前提に審査してはどうか。
⇒ ・いただいたご意見のとおり、審査を進めていきます。
- (2) 第 10 回の募集に関する広報の間口を広げてはどうか。
⇒ ・フォーラムにて、デザイン賞の紹介（パネル掲示やチラシ配布等）を行います。
- (3) 第 10 回開催の記念としてシンポジウムなどを開催してはどうか。
⇒ ・フォーラムにて、デザイン賞の受賞者にパネリストとして登壇してもらい活動紹介ができるようフォーラムの開催時期等を調整します。
- (4) 受賞者に対するケアとして、受賞後にも広報を行ってはどうか。
⇒ ・現在のデザイン賞のホームページをリニューアルして受賞案件をアピールし、賞の価値を高めていきます。
・市民局の Twitter や地域まちづくり課の Facebook で受賞案件の紹介を行い、受賞者のモチベーションにつなげていきます。
・第 10 回の受賞作品集に、過去の受賞案件を写真や説明文付で紹介します。（現在は、前回受賞案件は写真付きで紹介、前々回以前の受賞案件は一覧表のみの紹介）

募集・広報の方法について（案）

（１）記事掲載先

掲載先	時期（予定）
記者発表	令和２年４月下旬
横浜市ホームページ	令和２年５～６月
広報よこはま「はま情報」	令和２年５月
神奈川新聞「市民の広場」	令和２年５月上旬
テレビ神奈川「ハマナビ」※お知らせコーナー	令和２年５月上旬
建築・土木系雑誌（日経コンストラクション、日経アーキテクチュア、新建築等）	令和２年５～６月
Twitter、Facebook	令和２年５～６月

（２）募集リーフレット・ポスター配布先

配布先	備考
市民情報センター、区役所、行政サービスコーナー等	
市内地域まちづくり活動団体	地域まちづくり組織、まち普請整備団体等
市内建設関係の業界団体	神奈川県建築士事務所協会、神奈川県建築士会等、横浜建設業協会
市内教育施設	小学校・中学校・高校、大学、図書館
中間支援組織	区民活動支援センター、社会福祉協議会、地区センター、コミュニティハウス、地域ケアプラザ、まちづくり支援団体、緑の協会等
その他	商店街、商工会議所、まちづくりコーディネーター等

（３）パネル展示

展示先	時期（予定）
第８回 まちづくりびと全員集合	令和２年２月１５日
区役所	令和２年５～６月

横浜まちづくり顕彰事業実施要綱

(目的)

第1条 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（平成18年2月横浜市条例第2号）第17条及び横浜市地域まちづくり推進条例（平成17年2月横浜市条例第4号）第15条に基づき、横浜市における、地域の個性を活かした魅力あるまちづくりへの貢献が認められる「まちなみを構成する建築物等」や、「地域まちづくりの取組」を顕彰し、もってまちづくりの推進に寄与する目的で、横浜まちづくり顕彰事業（以下「顕彰事業」とする）を実施する。

(賞及び部門)

第2条 顕彰事業には、横浜・人・まち・デザイン賞を設け、まちなみ景観部門、地域まちづくり部門について実施する。

- (1) まちなみ景観部門の顕彰対象として応募または推薦することができるものは、横浜市内において地域の個性を活かした魅力ある都市景観の形成に寄与している、まちなみ、建築物、工作物等で、おおむね10年以内に新しく造られたもの、又は歴史的建造物等再生されたものであるものとする。
- (2) 地域まちづくり部門の顕彰対象として応募または推薦することができるものは、横浜市内において横浜市地域まちづくり推進条例第2条第1項第3号に規定する地域まちづくりで、おおむね3年以上の取組実績のあるものとする。

(審査選考)

第3条 顕彰対象の審査選考については各部門において次の機関が行う。

- (1) まちなみ景観部門の審査選考は、横浜市都市美対策審議会表彰広報部会が行う。
- (2) 地域まちづくり部門の審査選考は、横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会が行う。

(顕彰対象の決定)

第4条 顕彰対象は、横浜市都市美対策審議会表彰広報部会及び横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会の選考に基づき、市長が決定する。

(表彰)

第5条 顕彰対象に対する表彰は、市長が隔年1回行う。

(主催等)

第6条 本事業は、横浜市が主催し、必要に応じて趣旨に賛同する団体の協力を得て行うことができる。

(国土交通大臣への推薦)

第7条 市長は、横浜・人・まち・デザイン賞の受賞者を、国土交通大臣が行う「まちづくり功労者表彰」の候補者として推薦することができる。

(その他)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、都市整備局長が別に定める。

付則

この要綱は、昭和60年10月22日から実施する。

この要綱は、平成11年10月25日から実施する。

この要綱は、平成17年 4月 1日から実施する。

この要綱は、平成20年 3月21日から実施する。

この要綱は、平成24年 4月 1日から実施する。

横浜まちづくり顕彰事業実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、横浜まちづくり顕彰事業実施要綱（平成24年4月1日改正。以下「要綱」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考の原則)

第2条 顕彰対象は、原則として民間のものとする。ただし、横浜市又はその他の行政機関等が事業者である建築物、工作物等については、市民の評価が高いと認められる場合に顕彰することができる。

2 次にについては顕彰対象から除外する。

- (1) まちなみ景観部門については、過去において、横浜まちなみ景観賞、及び横浜・人・まち・デザイン賞まちなみ景観部門を受賞したもの
- (2) 地域まちづくり部門については、過去において、横浜まちづくり功労者賞、及び横浜・人・まち・デザイン賞まちづくり活動部門又は地域まちづくり部門を受賞したものの
- (3) 法令、例規等に違反しているもの
- (4) その他顕彰対象としてふさわしくないと認められるもの

(選考基準)

第3条 まちなみ景観部門の選考基準は、次の各号によるものとする。

- (1) 地域の個性と魅力にあふれた新しい都市景観の創造に寄与しているもの
- (2) まちの活性化に寄与し、賑わいのある都市景観を形成しているもの
- (3) 歴史的なまちなみ、及び自然景観の保全に寄与し、又はそれらと調和を保っているもの
- (4) 横浜らしさの演出に寄与しているもの
- (5) 都市景観と環境や福祉への配慮などの先進的な取り組みが調和しているもの
- (6) その他、優れた都市景観の形成に寄与しているもの

2 地域まちづくり部門の選考基準は、次の各号によるものとする。

- (1) 公共性（地域社会への貢献）が評価されるもの
- (2) 積極性が評価されるもの
- (3) 地域住民等の幅広い参加や他団体との連携が評価されるもの
- (4) 今後の活動の継続性・発展性が評価されるもの
- (5) 創意工夫が評価されるもの

(調査又は報告)

第4条 市長は審査選考のため必要があるときは、顕彰対象として応募又は推薦することができるもの状況を調査し、又はその関係者から報告を徴することができる。

(表彰対象)

第5条 表彰は、顕彰対象に関連した次に掲げるものに対して行う。ただし、法令、例規等に違反又は、表彰対象とふさわしくないと認められる物については、表彰対象としない。

- (1) まちなみ、建築物、工作物等の事業者、設計者、施工者等
- (2) 横浜市地域まちづくり推進条例第2条第1項に規定する地域まちづくり活動の主体である団体及び当該活動を支援した個人または団体
- (3) その他顕彰対象に関連するもの

(表彰方法)

第6条 表彰は、市長が行い、表彰状を授与する。

- 2 表彰対象に対し、記念品を贈呈することができる。

(事務局)

第7条 表彰に関する事務を処理するため、事務局を設ける。

- 2 事務局は、まちなみ景観部門においては都市整備局景観調整課、地域まちづくり部門においては同局地域まちづくり課に置く。

(その他)

第8条 この実施細目に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

この細目は、平成11年10月25日から実施する。

この細目は、平成17年4月1日から実施する。

この細目は、平成20年3月21日から実施する。

この細目は、平成24年4月1日から実施する。

この細目は、平成25年4月1日から実施する。

第15回横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会会議録

議題	1 部会長等の選出について 2 横浜・人・まち・デザイン賞の概要について 3 第10回横浜・人・まち・デザイン賞の進め方について 4 その他
日時	令和元年10月25日（金）午前10時から12時
開催場所	市庁舎3階共用会議室
出席者	委員：五十嵐委員、奥村委員、齋藤委員、田邊委員、室田委員 事務局：嶋田部長、甲斐担当課長、武智担当係長
欠席者	なし
開催形態	公開
決定事項	1 部会長は室田委員とする。 2 職務代行者は奥村委員とする。 3 本賞、支援賞の選考方法は事務局案のとおりとする。 4 調査票A、連絡票、調査票Bは修正後、委員に提示する。

議 事

（1）部会長等の選出について

（事務局）部会長については横浜市地域まちづくり推進条例施行規則第23条に基づき、委員の互選によって定める、また、職務代行者については表彰部会要綱第4条第1項により、表彰部会に部会長及び職務代行者を置く。第3項により、部会長の指名により職務代行者を定める。はじめに、互選で部会長を選んでいただきたい。

（奥村委員）経験が非常に豊かで知見が広い室田委員を推薦する。

（全委員）異議なし

（事務局）室田委員に横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会の部会長をお願いする。職務代行者の指名をお願いします。

（室田委員）前年度まで部会長の奥村委員にお願いしたい。

（奥村委員）了承。

（2）横浜・人・まち・デザイン賞の概要について

（事務局）議事（2）横浜・人・まち・デザイン賞の概要について説明

（3）第10回横浜・人・まち・デザイン賞の進め方について

（事務局）＜資料説明＞

（室田部会長）（資料3-2） 2段階審査となり、審査期間が短くなった。

（五十嵐委員）対象団体へのヒアリングが新たに加えられているが、ヒアリングは委員の参加も想定しているか。

（事務局）事務局のみで対応したい。

（齋藤委員）委員の参加の有無で選考に不公平感が出るので、事務局のみで良いと考える。

（奥村委員）情報は委員全員が共有しながら進めていきたい。可能であれば、ヒアリングの際に活動の動画や写真を提供してほしい。

（田邊委員）動画や写真が苦手な団体のフォローもあるとよい。

（室田部会長）公平性も考えて、ヒアリングは職員のみでやることにする。

（事務局）団体から写真や動画を提供してもらうなど、できるだけ情報を補うようにしたい。提供が難しい場合は、職員がヒアリングで得た情報で補足をする。

（室田部会長）（資料3-3） 支援賞の趣旨については、ヒアリング時に職員が直接説明することになっている。

（田邊委員）例えば空き家活用で、大家が厚意で貸す場合は支援賞の対象となるのか。

（事務局）今まで事例はない。

（齋藤委員）本来の業務範囲を超えた支援ならば対象とするなど、基準を明文化してほしい。

（事務局）今回ヒアリングを行い、様々な支援の仕方を把握・整理し、今後に向けて支援賞の基準を議論していただきたい。

(室田部会長) (資料3-4) 事務局案では提出資料が簡素化されているが、いかがか。
(五十嵐委員) 動画や写真を掲載したウェブサイトに記載できるようにしてはどうか。
(事務局) 調査票にウェブサイトに関する項目があり、記載できるようにしている。ウェブサイトが無い団体についてはヒアリングで得た情報等でフォローしたい。
(齋藤委員) 任意資料が減ることになっており、団体の負担軽減にもつながるのでよい。
(奥村委員) 調査票Aに活動の理念や目標を記載できるとよい。
(五十嵐委員) 過去に受賞された団体との交流の場や、過去に受賞された団体の今の活動を知る手段があるとよい。
(事務局) 受賞団体を紹介する冊子は作成している。改めてイベントを行うのは、現段階では厳しいが今後に向けて検討したい。
(室田部会長) 報告会を行うのはおもしろいアイデアなので検討してほしい。
(資料5) 様式について 活動目的については非常に重要項目なので、調査票Bだけではなく調査票Aにも入れていただきたい。
(事務局) 調査票Bでは3つのポイントを示しているが、いかがか。
(五十嵐委員) 起承転結の流れでヒアリングするといい。
(奥村委員) 調査票Aについて、質問があれば話を聞くことができるのか。
(事務局) 調査票Bに加えて委員から個別に質問票をいただくことになっている。
(田邊委員) 調査票Aの項目が、「活動の公共性」、「活動の積極性」とあり、市民にとっては書きにくいと考える。
(事務局) 市民にわかりやすい言葉にしたほうが書きやすいということか。
(室田部会長) 活動の発展・経緯の順でプロセスを追って記入できた方がわかりやすい。
(事務局) 順序を追って、きっかけや動機があり、今までの活動経緯、現在の活動という流れとし、わかりやすい言葉に修正したい。
(齋藤委員) 工夫した点や今後の展望はあるが、活動のアウトプット、アウトカムが見えづらい。
(奥村委員) 「公共性」の項目がそれに近い内容になっている。
(事務局) 事務局から改めて、皆さまに提案させていただきたい。委員からの意見を集約し、最終的には部会長の了解を得てまとめさせていただければと思う。
(室田部会長) (資料6) 募集・広報の方法についてはいかがか。
(五十嵐委員) 過去の応募団体は、どこに配布されたリーフレットや情報をもとに、エントリーしたのか。
(事務局) 応募時のアンケートでは市役所が最も多く、約6割の団体が市役所や区役所から情報を得たことになっている。
(五十嵐委員) 商店街組織には配布しているのか。商店街の空き店舗活用を行っているので、活動団体もいるかもしれない。
(齋藤委員) 「市商連だより」の活用もあるのではないか。
(五十嵐委員) メルマガに載せてもらうのがいい。
(田邊委員) 青年会議所はどうか。支援の話が出てくるかもしれない。
(事務局) 青年会議所は配布していないが、まち普請事業のメールマガジンでは広く周知しているので、活用できるか整理したい。
(齋藤委員) 地域ケアプラザのコーディネーターへは配布しているのか。
(事務局) 地域ケアプラザに配布している。推薦依頼も含めて対応を検討したい。
(室田部会長) 福祉、緑、商業等の分野からも配布先を検討してほしい。
(事務局) 選考されなかった団体へのフォローでは、連絡票で活動を公表していいか聞いている。
(齋藤委員) 今まででは公表していなかったのか。
(事務局) 公表していない。今回は、参画団体、一次選考の通過した団体、受賞団体の3カテゴリーに分かれる。事務局としては参画団体について、何らかの形で冊子やホームページに掲載できないか考えている。
(室田部会長) カテゴリーで分けると、どの段階で選定されなかったのかがわかってしまうので良くないのではないか。
(田邊委員) リーフレット名称は「受賞活動・受賞景観集」となるのか。参画団体の活動紹介する冊子をつくり、それに掲載してもいいかという質問であれば、気持ちよく回答できる。受賞に関わらず、活動について掲載することを了承するかという、問いだけでもいいのではないか。

(事務局) 受賞団体のモチベーションにもつながるので、受賞団体は今までどおり紹介したい。リーフレット裏面に参画団体一覧として載せることについても御意見をいただきたい。

(田邊委員) 自分の住んでいるまちでの活動を知り、興味を持ってもらうことも目的の一つだ。団体名だけでなく、活動内容の紹介があるといい。

(室田部会長) 別冊子として、参画団体が載るのがいいが、ウェブに載せるというのものもある。

(齋藤委員) まちづくり事例集として掲載する方がいい。今回は試行的にウェブサイトで参画団体の活動を紹介する方法もある。

(室田部会長) 連絡票では、受賞に関わらず、ウェブサイトで活動を紹介していいかとなる。

(事務局) 冊子では差異が出てしまうので、今年度はホームページで紹介することを提案したい。また、団体の意向を確認するのか議論いただきたい。

(室田部会長) デザイン賞を受賞しなかった場合、活動の掲載をしない選択ができるようにした方がいい。

(齋藤委員) 横浜のまちづくりの取組のポータルサイトをつくり、まち普請やデザイン賞等をデータベース化して紹介することを今後検討してほしい。

(室田部会長) データベース化して見やすくなるように検討していただきたい。

(事務局) 御意見は今後の参考としたい。

資料	資料1	地域まちづくり推進条例等 (抜粋)
	資料2	横浜・人・まち・デザイン賞の概要について
	資料3-1	前回の課題に対する取組及び改正点について (案)
	資料3-2	選考方法について (案)
	資料3-3	支援賞について (案)
	資料3-4	審査書類について (案)
	資料4-1	第10回横浜・人・まち・デザイン賞のスケジュール (案)
	資料4-2	第10回横浜・人・まち・デザイン賞のスケジュール詳細 (案)
	資料5	様式【調査票A、連絡票、支援賞推薦票、調査票B、照会票】 (案)
	資料6	募集・広報の方法について (案)
	参考資料1	横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会要綱
	参考資料2	横浜市まちづくり顕彰事業実施要綱
	参考資料3	横浜市まちづくり顕彰事業実施細目
特記事項	令和2年1月に都市美対策審議会表彰広報部会との合同部会を開催予定。	

第18回横浜市都市美対策審議会表彰広報部会会議録	
議 題	審議事項 議事1 第10回横浜・人・まち・デザイン賞まちなみ景観部門について（審議） 議事2 景観教育の取り組みについて（報告） 議事3 その他
日 時	令和元年11月5日（月）午前10時から午前11時35分まで
開催場所	松村ビル別館 501号室
出席委員	関和明、大西晴之、鈴木智恵子、真田純子、中島美紅
出席した書記	嶋田 稔（都市整備局地域まちづくり部長） 梶山祐実（都市整備局企画部都市デザイン室長） 鴫田 傑（都市整備局地域まちづくり部景観調整課長）
開催形態	公開（傍聴者：0名）
決定事項	【議事1】 郊外部の受賞については、別枠を設けるのではなく、活動や愛着を考慮しつつも、景観的にすぐれているかどうかを前提に審査すること。また、第10回開催に向けた広報活動については、具体的な内容を検討し、次の合同部会にて付議すること。 【議事2】 景観教育の取り組みについて報告を行った。景観教育における成果品作成については、引き続き検討を行うこと。
議 事	議事1 第10回横浜・人・まち・デザイン賞まちなみ景観部門について（審議） 資料を用いて、事務局から説明を行った。 （関部会長） ご説明、どうもありがとうございました。それでは、幾つかポイントもあると思いますが、新しく加わられた委員の方もいらっしゃいますので、まず全般に関して何かご質問とかご意見をいただければと思います。それから、今回は10回目になります。なにか特別なことをやるということではありませんが、継続されてきた人・まち・デザイン賞のまちなみ景観部門の活動も一つ節目を迎えるのではないかと思いますので、今までのやり方を継続していく部分もありますし、新しいところを加えてよりよくしていきたいということもあると思います。どうぞご自由にご意見をいただければと思います。大体1時間ぐらいとっておりますので、よろしくをお願いします。 （鈴木委員） 1つ質問なのですが、よろしいですか。個票の作成なのですが、今までは事務局が作成するものと伺ったのですが、今回からまず業者ということで、今までも業者さんがやって、それを見て事務局がやっていたのですか。 （石川係長） 今までもそうです。 （鈴木委員） そうなのですか。わかりました。でも、一応事務局さんは全部目を通して、足りない部分などいろいろとやっているわけですね。 （石川係長） そうです。 （鈴木委員） わかりました。 （関部会長） ほかはいかがでしょう。特に、新しく加わられたお二人の委員から、何かあればお願いします。 （真田委員） 特にこうしたらいいのではないかみたいなことはすぐにはなくて、これで行ってみてはどうかと思います。郊外部からのものは、応募があるのに受賞が少ないということに関しては、まだ私は全然わからないのですが、その理由について少し考察してみてもいいかと思います。全体的にデザインのレ

ベルが低いだとか、もしくは人が少ないような地域だからどうしてもこれぐらいになってしまうのだとか、それぞれ違うとは思いますが、何か傾向があるのかなという感じはするので、それに合わせて対応というか、ただ単に表彰するというだけではない取り組み、デザインの相談を受け付けるような仕組みとかもあるのかなと思いました。今回やってみたら私も原因が何となくわかるかもしれないし、わからないかもしれませんが、そういう方法があるかと思いました。

(関部会長)

中島委員、どうぞ。

(中島委員)

今回の募集で、市立の大学、高校、中学校、小学校とあると思うのですが、高校だけに限っても市立の高校は数校しかなくて、県立の高校のほうが多いと思うのです。何で県立とかは入れないのか、ちょっと疑問に思いました。資料4です。

(関部会長)

いかがでしょうか。広報・募集の方法ですね。

(中島委員)

そうです。募集の配布先です。

(鵜田書記)

事情から説明いたしますと、教育委員会にポストがたくさんありまして、そこに一括で入れますと市立の高校・中学・小学校に行くようなシステムができていて、それを使っているというのが実態です。ほかにやろうとすると郵送になってしまうので、ちょっと検討したいと思います。

(鈴木委員)

県立にやる場合は、県の教育委員会を通してやることになるのですか。

(鵜田書記)

横浜市の場合は、ポストを使うということ自体、内部しか使えないものになっているので、外から依頼ができないのです。県の場合どうなっているのかわかりませんので、検討したいと思います。

(関部会長)

配布方法の手段と配布先ですね。ほかにございますか。小学校・中学校に関しては今回新しく加えていただくということになっています。

あと、ちょうど資料4の記事掲載先で、ツイッター、フェイスブックというのはどういうアカウントなのですか。横浜市のものがあるのですか。

(石川係長)

ツイッターに関しては市民局が持っているアカウントになりまして、フェイスブックは都市整備局で持っているアカウントがあるので、そちらを利用できればと考えております。

(関部会長)

わかりました。こういうのはシェアでどんどん拡散できるわけですね。

(石川係長)

そうですね。

(関部会長)

わかりました。ほかにどうでしょうか。

(大西委員)

資料5で「今回の募集をどこで知りましたか」ということで、圧倒的に市役所とか友人・知り合いからというパーセントが多いわけです。それで、これを拡大しようということで、今話が出たようなツイッターやそういうものも加えていこうというのは非常にいいと思うのですが、今までのこの例からいくと、何かもうちょっと幅広く皆さんに、応募するしないはともかく、知っている層をふやしたほうがいいのではないかという感じがいたします。

それから、資料7に「受賞したことによるインセンティブがない」云々ということが書いてあります。これも、ちょっと私は記憶がないのですが、受賞者に対する広報というか、もっと幅広く神奈川新聞やTVKにも取り上げてもらうとか、そういうことはありましたか、ありませんでしたか。受賞者というか受賞作品についての広報の仕方ですね。

(石川係長)

受賞作品に関してということですか。テレビで取り上げるとかは特になかったかと。そういう情報は入っていないです。

(大西委員)

神奈川新聞などにも。

(石川係長)

はい。個別でそれぞれの団体さんがホームページに載せていただいたというケースはございます。

(大西委員)

やはり自分がかかわったものがこうやって表彰されて、パブリックに広まるというのは、それも非常にインセンティブではないかという感じを持つのですが。以上です。

(関部会長)

ちなみに前日も自薦の応募は少ないですね。受賞された方がこういうのをもらったということを広めて、それが波及していくみたいなことがあるといいかと私も思います。ほかにどうでしょうか。どうぞ。

(真田委員)

先ほどの話で、こういう賞があるので応募してくださいねという広報だけではなくて、受賞した後に広報というか、新聞で1個ずつ取り上げて連載するとか。一回に全部紹介してしまうと結構もったいないとかあれなので。恐らくローカルな新聞などもネタが必要だったりというのもあるので、月1回の連載みたいな感じで1つコーナーをつくってもらったりとか、市の広報紙でやるのもいいのですが、手前みそでやるよりは外部のほうが効果が高いかと思しますので、そういうところから検討していったらどうかと思います。

(鈴木委員)

たまたま先週の土曜日、開港5都市景観まちづくり会議というのがありまして、その分科会に出たのです。郊外部に行くと長屋門とか古民家のお宅を拝見したのですが、この賞もとられていました。それは個人のお宅なのですけれども、とった方が非常にそれをうれしく思って、門のところに14回目か、それをとりましたという表示をしてあったり、お話の中でも、来館者の方にもそういうふうにして、すごく誇らしく思っている方がいらっしゃるのです。それは恐らく、個人の家だから余計そういうふうに関係が引かれるのだと思うのですが、受賞者側のインセンティブにつながるかわからないかということもありますけれども、受けとめ方で随分違ってしまいます。受けたところが組織だと、そのときの関係者の方は喜ぶけれども、それがずっと引き継がれていかないうような面もあるかと思えます。横浜市側も割と丁寧に対応していて、すごくこれはいい賞なんだとか、うれしいことなんだということをよくわかっていただくと、15年以上たってもちゃんと門のところに張り出してあって、そういうふうにおられたので、受賞者の方に対するケアというか、そういうことが大分影響するのかなと思いました。受賞した側も「ああ、こんなの」と思ったら、そのときの表彰式には出て、プレートももらうだけです。プレートも正面のよくわかるところにつけていただくとか、そういうふうに関係が引かれるのかどうか指導するとか、そういうことも大事なのではないかと思えました。

(関部会長)

ほかにありますか。フェイスブックがいいのかわかりませんが、例えば、都市整備局で持っているフェイスブックのアカウントなどをうまく使うと。資料6を見ますと9回までで受賞作が59ありますね。こうしたものを写真つきで少しずつ、印刷物とかにするとちょっと大げさになってしまいうけれども、そういうのを並べてシリーズで10回ぐらいやってみるとかいうのもあるかと思えます。確かに、鈴木委員がおっしゃったように、表彰されているのは事業者とか設計者とか所有者とか、かかわった方なのです。実際は、それは物件というか、建物とか環境なのですが、ちょっとずれているところがあります。それは賞の趣旨ですからそれでいいのですけれども、個人でもらったというのと、たまたまそのプロジェクトにかかわったというのでは、ちょっと違って、表彰式で終わってしまうみたいな感じになりかねないところもあります。その辺は難しいと思うのですが、何かこういうものがたくさんありますみたいなことを改めて知らせるようなことができればいいかと思えます。

ほかにどうでしょうか。どうぞ。

(中島委員)

この資料には関係ないのですが、都市景観のものを選ぶとしたら、どうしても景観というのは目に見えるものを選びがちだと思うのですが、都市の記憶とか歴史とか、そういうものが残っているようなものも選ばばいいかと思っています。私もこの間の開港5都市のときにまち歩きをやったのですが、道がなくなっているとか、都市の裏に興味を持つ方も結構多くて、見えることだけではなく見えないものを意識することが大切だと思っています。この間テレビで、パリのビュット・オ・カイユ地方で暗渠化した川を市民が思い出せるように、道のところにメダルを置くというのをやってい

て、そういう景観の思い出し方、都市の歴史の感じさせ方がすごくいいと思ったので、一応コメントさせていただきます。

(関部会長)

資料7の(2)の今後の取り組みで、従来の幅広い層への広報ということ。あと、若い世代、特に子供たちに知ってもらう。子供たちが素朴な、純粋な感覚で、これ、おもしろいとか、いいというふうに応募してもらいたいなことを喚起したいということ。それから、最後の郊外部のことがずっと課題になっていたのですが、どうしたらいいかということで新しく2つポイントを挙げて提案されています。横浜市景観ビジョンが改定されて、あれはエリアで分けてこういうビジョンを持ちましょうということがありますが、この数行だけではなくて、もうちょっとその辺の詳しい説明をお願いできればと思います。

(梶山書記)

横浜市景観ビジョンの改定の中で、もともともちろん郊外の景観の推進というのも言っていたのです。恐らく、先ほど真田委員がおっしゃられたような、郊外の景観がなぜ選ばれなかったかということにも絡むかもしれませんが、やはり都心部の象徴的なデザインのもの、郊外の同じようなもので比べてしまうと、圧倒的に都心部のほうがそういった景観のものが多いと思うのです。先ほどもご説明したとおり、郊外については地域から愛されるような魅力ある景観づくりということで、象徴性のあるような再開発というのももちろん対象にはなるのですが、それだけではなく、先ほどの分科会などでおっしゃられたような自然ですとか歴史、あとは広場など資源を生かして、どちらかということ、地域の方が愛着を持ってそこを活用していくようなものを魅力ある景観として推進していきますということ、今回の景観ビジョンの中でもうたっています。具体的な事例を幾つかそのときに載せているのですが、例えば前回受賞された左近山みんなのいわ、あれは建物というよりは広場をみんな使っているようなものです。あとはCASACOさんです。CASACOも拠点なのですが、地域のみんなで愛着を持って使っています。鈴木委員に行っていた中丸家さんも受賞しているのですが、今回事例で載っている長屋門ですとか、旧東海道の保土ヶ谷宿などはまだ受賞していません。それは、活動が10年以上と長くなってしまっているところもあって、この10年というのも、地域の活動でいうと長く続くことは、本当はすごく魅力的なことなのですが、それが10年を超えてしまったときに、新規の建物について10年を超えたというのは一つの区切りとしていいと思うのですが、活用みたいなのを考えたときに10年というのが適切かということがあります。あと、どうしても今言ったような基準で、具体的に地域の人たちが活用しているとか、そういったところに重きを置いているような基準として読めるかということがあるかと思います。

(関部会長)

また、もう一つ、地域まちづくりという部門もあるので。

(梶山書記)

そうですね。どちらかということ、地域まちづくり側と非常に近い状況になってくるということもありますので、その基準のところの書き方も含めてご検討いただいたほうが、今言ったような、新しい郊外部の景観ビジョンで示したような愛着ある景観というのを拾いやすくすることができるのではないかと考えております。

(関部会長)

ありがとうございます。それから、新しく開発しましたとか、つくりましたとか、大規模にとか、新規性とか目立つみたいなのだけではなくて、先ほどの中島委員の意見のように、もともとあった場所というか、ずっとあるものをきちんと継承していくとか、あるいは失われたものを思い出せるようなことをやったみたいな活動と、何かささやかでもその地域にとって意味があるみたいなものを、着目していくということは必要ですね。

ほかに何かございますか。どうぞ。

(鈴木委員)

たまたまだったのかもしれませんが、郊外部は最近応募が結構多いです。バスで視察させていただいて、私は横浜にずっと住んでいるのですが、余り市民でも行かないような、遠い泉区とか瀬谷区とかに行かせていただいたことがあります。都心部と比べると愛着というのは強くて、例えば地域の方がご推薦した公民館などもあるのですが、デザインのちょっとやはり「ん？」というのがあったりします。あと、最近の傾向としては、建物とかそういうものだけではなくて、公園とか橋とか土木系です。自然へのあこがれというか回帰みたいなのがありますから、そういうものも出てくるのですが、恐らく郊外部より都心部のほうが圧倒的にお金のかけ方が違うのです。デザインとか、工事その

ものにしても、素材とかそういうものにしても、もちろんいいものもありますが、比べて見てしまうと、まちなみ景観という名前がついていますから、ちょっと難しいかなと。地域で愛されているようなものは皆様の熱意がすごくて、集中して町内というか地域でたくさん応募される場合などもあるのです。たくさん票はあるのだけれども、ちょっとこれはやはり景観のデザインということなので、横浜市の賞としてどうなのかというものも今まではございました。でも、それは私が拝見して、たまたまだったのかもしれませんが、そういう事情もあってなかなか選ばれにくいものがあるかと。先ほど、皆さんもおっしゃっていましたように、景観ではなくて地域まちづくりと近づいていってしまう部分もあるので、愛着というところだと、地域まちづくりの方が大切にしているようなところをそちらで取り上げていただいたほうがいいとも思いました。

それと、もう一点なのですが、開港5都市会議の分科会で郊外部を拝見しましたときに、資料として景観ビジョンのイラスト部分が配られたのです。こちらの都市美でつくったものが使われて、それを皆さん参考にして後でディスカッションとかもしましたので、すごくうれしかったです。例えば応募の要項に、参考資料として景観ビジョンがありますからこちらをごらんくださいとかというふうにすると、皆さんもホームページからちらっと取り出して見ることもできます。せっかくつくった横浜市の景観ビジョンですので、どんどん実際に活用していただくのに、こういうところにもそういうことをお知らせするのがいいのではないかと思います。

(関部会長)

いろいろご意見をいただいてありがとうございます。まだ時間はありますので、資料6を見ますと、受賞作がないのは、具体的には港南区、保土ケ谷区、磯子区、瀬谷区で、いわゆるベッドタウン的なところですか。たしか、ずっと懸案になっていて、青葉区もなかったのですが、前回第9回では1つ受賞しました。これは何でしたか。

(石川係長)

青葉区はたまプラーザの案件です。

(関部会長)

駅前広場の整備でした。郊外の枠をつくっておいて、そこに1つ入れましょうみたいなことを事前にやるというのがありますが、そこまでやるのがいいのかどうなのか。

(鈴木委員)

郊外枠ですか。

(関部会長)

そうですね。こういうことをずっと議論しているので、何か各委員の方も念頭に置いていただくというのが課題としてあるかと思っています。

それから、先ほどのスケジュールの説明のところ、来年になりましたら1月に予定されている地域まちづくり部門との合同の部会があります。そこでもまちづくりの活動と、景観という、建物とか目に見えるものとして表現されたものとの関連というのが非常に重要だということがありますので、合同の部会でも議論していただければと思います。

先ほど出ました、景観のほうで受賞を選ばせていただいたCASACOというのは、両方の部門でたしか評価されていたというのがありますし、あと、左近山みんなのにも管理組合の活動として既存のオープンスペースをリニューアルしたという事例でしたので、そういうものが増えてきているとか、少し意識して広がりを持たせていければと思っている次第です。

ほかに何かございますか。

(真田委員)

先ほどからの、活動というか愛着みたいな話ですが、私も鈴木委員と同じような考えで、愛着があるからいいということにはならず、最低限のデザインのレベルはないと、それをまちなみ部門で表彰したということが外に出てしまうわけなので、これでいいのだみたいになるのも、表彰の制度そのものの意図していることと違って来るかと思っています。選考の中にそういうものを入れるということは必要だとは思いますが、そちらに行き過ぎないように注意する必要があると思います。なので、表彰が少ないから表彰しようみたいな短絡的なことではなくて、やはりデザインレベルを上げるための努力のほうに力を入れるべきかと思っています。

(関部会長)

この問題とは少し異なりますが、この人・まち・デザイン賞は過去からいろいろ変遷がありますので、その辺のことを説明していただければと思います。

(鈴木委員)

名前も変わったりしていますね。

(関部会長)

今は地域まちづくり部門と景観部門となっていますが。

(鵜田書記)

資料1でご説明いたしました、資料1の1行目にありますとおり、昭和60年から横浜まちなみ景観賞として実施しています。途中から地域まちづくり課ができて、地域まちづくりに貢献のあった団体・個人を表彰するというのが別個できたわけです。それが平成11年に合流したということで、人・まち・デザイン賞として、部門としては分けたままでやっております。まちなみ景観賞だった時代は結構、建物とか構築物とか、そういった物体に対する表彰が多かったような記憶があります。それから、横浜市がつくったものも積極的に表彰してしまっているというところがありました。どこで変えたかはわかりませんが、横浜市がつくったものについては極力除外していくということにしまして、民間の方々がつくったものを表彰していくということと、途中から、人が集まって何かやっているというのも景観であるということから、そういった活動も含めて景観として表彰するという観点もかなり強くなってきているという状況です。

(関部会長)

景観の定義というのは、空間と感性と営みを含むという、そういう広く捉えているのですが、やはり何かしら形に、そういう背景が表現されているというところを踏まえてというか、前提にしているということですね。鈴木委員はまちなみ景観賞のころから関わっていらっしゃると思います。ベイブリッジがとか、ああいう時代でしたね。

(鈴木委員)

最初のころは、大規模開発とか、いわゆる有名建築が多かったです。みんなが、ああ、すごいのができたというような、そういうものばかりだったので、ほかの建築の賞もとるようなものが多くて、横浜はそういうのがどんどんできてすごいなという感じでした。そのころと比べると、人というのが来ましたから、人がついて身近な景観を割合に取り上げるような、そういうことにはなってきていますので、同じまちなみの景観という言葉がついていても、大分内容が変わってきています。実際、立派なビルとかも自薦・他薦とも今でも応募があるのですが、割合に受けないというか、むしろ他薦で、非常に身近なところで、毎日見ていると思いますみたいなものが審査員の心を打ちまして、そういうものが入る傾向があります。もちろんデザインはある一定のレベルということは不可欠な条件ですが、そういうふうになってきているので、横浜らしい、人・まちというのがつく景観の賞だったらそれでいいのかなと私は思っています。応募の傾向などを見ましても、いわゆる大規模な建築で、わー、すごいと、自分たちには関係ないという世界ではなくて、自分たち一人一人の市民が入っていける賞にはなってきたかと思っています。だから、そういう市民の景観に対する見方というか、レベルを上げていくという意味では、やはり長い間をかけて効果がちゃんと出ているのではないかと、私は感じています。

(関部会長)

大西委員、どうぞ。

(大西委員)

あと一つ、冒頭に部会長も言われていたように、次回が第10回という非常に大きな一つの句読点だと思うのです。第10回だけということではないのかもしれませんが、今までの延長線上で第10回をやるのではなくて、何か賞を乱発するというではないですが、特別賞であるとか、今まで話が出たようなことも考えると、そういうことはいかがでしょうか。

(鈴木委員)

今回に限って郊外枠を設けるとか。

(大西委員)

ええ。やはり10年とか20年とか、年ではなく回ですか、そういうものは非常に大きな一つの経過点だと思うのです。

(関部会長)

今までの表彰対象をレビューするような機会を設けるとか、何かあるかもしれないですね。それは事務局でも考えていただいて。それで今、議論しているのは、最後の表彰式まであと1年半ぐらい続くのです。結構長丁場なので、その中でいろいろアイデアがあれば、あるいは次回の合同の部会でも、この賞の歴史みたいな蓄積があると思いますし、それを振り返りながらももっと広めていく新しい展開みたいな、そういうことが少し議論できるような場ができるといいかと私も思います。

(鈴木委員)

この賞のことをよくわかってもらうように、例えばシンポジウムみたいなものをやるとか、紹介してこういう事例があつてという、そういうのも結構必要かと思うのです。毎年やるのは大変ですから、大西委員がおっしゃったように区切りのときなので、10回目の今回はみたいな感じで、この賞が昭和60年ぐらいからできて、非常に長い40年ぐらいの歴史があるわけですね。そういうこととか、今までどんなものがあつて今も活動されているとか、それだけ歴史があるからいろいろな面から話せると思うのです。だから、そういうことをやって知らせるというのもいいのではないかと思います。

(関部会長)

考えていただくとありがたいです。

(鈴木委員)

ちょっとお金がかかってしまうかもしれません。

(関部会長)

60近い、59のものが受賞されているので、受賞された方にお声がけして集まって、その中で思い出などを語っていただくみたいなこともあるかもしれないです。いろいろあると思います。この部会は表彰だけでなく広報というがあるので、次の景観教育の話もありますが、この賞を設けていることの意味みたいなものを改めて確認するような機会ができればと私も思う次第ですので、よろしくお願ひします。

議事2 景観教育の取り組みについて(報告)

資料を用いて、事務局から説明を行った。

(関部会長)

ありがとうございます。今の景観教育についての取り組みのご報告について、何かご意見、ご質問はあるでしょうか。よろしくお願ひします。いかがでしょうか。1番目の都筑区の南山田小学校さんですが、この虹色のカラフルなフェンスをつくったのですね。

(石川係長)

総合学習の時間ですと、最終的に何らかな成果物としてつくらなければいけないということのようできて、この都筑区の小学校の場合は中庭のスロープのところを色で塗るということを成果としてやられたということになります。

(関部会長)

これはでも、すごく大規模ですよ。仮設ではなくて。

(石川係長)

残る形でやっています。

(真田委員)

これは中庭なのでいいのですが、外にあつたら屋外広告物的に何か問題がありそうな色ですね。これをいい景観というのはどうなのかなという気はするのですが。

(石川係長)

中庭だからできたということだと思います。

(真田委員)

それは、条例上はそうなのですが、子供たちの教育として、みんなで作ったからこういうのはいい景観だというふうになることはちょっと気にはなります。

(鈴木委員)

総合学習というのはあくまでも学校でやるから、学校の先生が担当してやるわけですよ。そのツールというか、そういうものを横浜市のほうから出せるものは出しているということですよ。

(石川係長)

はい。

(鈴木委員)

例えば、こういうのをやる前に出前授業ではないけれども、景観に対する横浜市のプロの方、専門家の方が学校でそういうお話とかワークショップをすとか、そういうことはやっらっしゃるのですか。

(石川係長)

実際、これも市の職員が出向いて説明してという形をとっています。

(鈴木委員)

一緒にやっているということですか。

(石川係長)

一緒にやっているという形になっています。今の出前講座というか、そういうところの話で言えば、2番の瀬谷小学校に関しては、子供たち向けではなくて小学校の先生に対する研修として行ったものになります。今は、実際に我々も出向いて、子供たちの前に一緒に立ってというやり方をしているのですが、先生一人だけでもできるような形で今後進めていければというのがあるので、まずは先生に対して研修をしたというのが2番になっています。

(鈴木委員)

小学校の建物なのですが、素晴らしい建物で、デザイン的にもすごくいいような学校もあります。校舎というか、学内のいろいろな景観の話です。学校の外ではなく中です。さっき真田委員がちょっとおっしゃいましたが、確かにこれが景観的にいいと思われてしまうと大分問題があります。まちの探検もいいのですが、結構汚い学校は多くて、景観的に非常にレベルが低いところがありますよね。そういうことで、まず学校の中の景観を考えるみたいなことも一つのアイデアかと。毎日子供が通っているところですし、先生も毎日見ている。でも、それを毎日見ていると、悪い景観でも当たり前になってしまって何も感じなくなるのです。もう、そういうものだと思込んでしまう。だから、まず、どこを変えるとあれかなとか、そういうところから子供に考えてもらったり、先生にも考えてもらったりして、少しずつ、まずは校内の景観からという取り組み方もあるのではないかと思います。

(関部会長)

この1番目のものは、学校をまちに見立てて、学校の中の景観ということで、そのときに、多分この場所はこの絵が描かれるまでは何もなかったからペイントしたということですね。

(真田委員)

やってしまったものはあれなのですが、もしこういうことをするのであれば、例えばここに5年生1学級32人と書いてありますけれども、その中で決めたことで全体に影響するようなことをやってしまっているのかとか、案を示して全校生徒にアンケートをとるとか、まちに見立てているのであったら児童全員を住人に見立てるようなことであるとか、そういう機会に使って最終的にこれができたのであったら多分いいと思うのです。何かいいことをやろうと言って、自分たちで決めたことはいいことだみたいな感じになると、やはりちょっと問題かと思えます。

(関部会長)

そうですね。わからなくはないのですが、何か、いわゆるデコレーションを加えていけばみたいなことだけが景観をよくするというふうになると少し心配になります。

(真田委員)

各クラスがこれをいろいろなところにやってしまったらどうなるかとかいうような議論も、やはり教育としてはやってほしいと思います。今のまちの中の屋外広告物というのも、我が、我が、というのにつながっているわけなので。

(関部会長)

はい、ほかにはどうでしょうか。4つ紹介していただきましたが、これはそれぞれ、例えば小学校とか学校からのリクエストみたいなものがあって、それでやっているわけですか。

(石川係長)

まち探検の仕方が、学校の先生としてもなかなかわからないというお話をいただいて、それでお手伝いをしますということで出向いて行ったものになります。

(梶山書記)

今まで学校の先生がやられるまち探検ですと、まちの課題みたいなものを見つけてそれを解決していこうというのが多かったみたいなのです。今回景観ビジョンでシートをつくったりというところで、ぜひトライしてみてくださいとお願いしているのは、いいところとかを、それぞれの視点で写真を撮っていただいたりとか、そういうのを見つけてそこを生かしていこうみたいな見方をぜひ学校のほうにはやっていただきたいということで、先ほどの先生方とのワークショップなどでもやっています。そういった視点も含めながら、あとは先ほど言ったように、最終的なものをつくるときのプロセスというのはまだ、そこまでちゃんとできていないのかもしれないので、そういったこともこれから

ちゃんと検討していく必要があるかと思っています。

(鈴木委員)

もう一つ、いいですか。たまたま先日テレビの「アド街ック天国」というのですか、松本のことが取り上げられていて、開智学校がすごく有名ですね。明治初期の擬洋風建築というのでしょうか、紹介があったのですが、開智学校はとにかくすばらしくて、重要文化財になっています。その隣に、今使っている学校があるのです。コンクリートの、本当に日本中どこにでもあるようなものが道一本隔ててあるのです。いつも見ると、明治の人のほうが景観はすばらしかったのではないかなど。あの学校は民間がつくっていますから、そういうふう思うのですが、その中で、隣の小学校の子供たちが開智学校の廊下の雑巾がけをするという、それを学校の中のカリキュラムでやっていて、結構子供たちは楽しそうにやっていたのです。あれも景観教育ですよ。要するに、学校の中に入って中を見て、こういうふうに維持管理をしていかなければこういうものは持たないみたいな、ある意味、大きく考えたときに子供に景観とはどういうものなのかと教えているのだと思うのです。それも、自分の作業を通じてです。たまたま古民家を見せていただいているときに、開港5都市なので他都市の方も参加していらして、神戸の方がいたのですが、私が古民家を使ってワークショップなどと言ったら、それでは生ぬるいと言われたのです。そういうのではなくて、小学校の授業の中に入れてしまって、例えばこういうところを守るためにどういうことをやっているか、とにかく来させて、その中に入れて込んで、そこで例えば掃除をさせるとか、作業をさせるとか、そういうことをやって、体験を通じてそういうもののすばらしさを教えていくのが絶対的に必要だと、力強く言われたのです。だから、開智学校の中を雑巾がけするのと同じようなお考えだと思うのですが、そういう、大人がやるとつまらないことでも、子供がやると心にしみわたる。小さい子のほうが柔軟ですから、そういうような取り組み方も必要かと思いました。

(関部会長)

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。議事2は報告ですが、よろしいでしょうか。

進行を間違えまして、最初の議事1についてまとめていただいてから議事1を終了しなければいけないので議事1のまとめを改めてしていただけますか。

(鵜田書記)

議事1につきまして、さまざまなご意見をいただきましてありがとうございます。幾つかポイントがあったと思いますが、まず郊外部が少ないということについては、別枠を設けることなく、ちゃんと景観的にすぐれているかどうかで審査しましょう。ただ、こちらからの提案のように、新たな活動が加わったということについては評価していただいたと考えております。

それから、第10回ということで、特別賞であるとか、あるいは記念のシンポジウムといったご提案がありました。これについては、地域まちづくり課と一緒にやるということになりますので、できれば次回、答えが出るかどうかわかりませんが、検討させていただきたいと思います。

それから、PRについては市内の小・中学校だけでいいのかというようなお話もありましたので、検討させていただきたいと思います。大きくはそういったところだと思います。

(関部会長)

ありがとうございます。では、いま議事1のまとめをいただきました。議事2については特にまとめというのはありますか。

(鵜田書記)

1番目の小学校の絵の問題がありましたが、これについては絵の部分まではかかわっていないのです。

(石川係長)

あくまでお手伝いをする範囲というのが、実はまち探検のところが終わってしまうというところで、総合学習の成果というのは学校の先生側で考えられているというのが実際のところではございません。

(鵜田書記)

かかわる時間も非常に短いところで、全体の中で実際に行われる授業の一部しかかかわっていないものですから、なかなか全体にかかわるというのはちょっと難しいと思いますが、今後も総合学習のみならず、授業で景観教育をやっていく。あるいは掃除というお言葉もありましたので、課外授業といますか、課外の活動についても景観的要素になり得ることをPRし、学校で取り組んでいただけるといいかと思っていますので、今後もやっていきたいと思っています。以上です。

(関部会長)

そもそも景観とは何なのかみたいなことを理解していただくのと、積極的な評価というか、ごみをどうしたらいいかという話だけでなく、いい景観は何かということの認識というか感性を養っていただいて、その先にいいデザインをつくるにはどうしたらいいかということ、多分これは美術の先生とかもかかわっていらっしゃると思うのですが、関連させて進めていただければと思います。

議事3 その他

(関部会長)

それでは、その他ということですが、何か事務局のほうからございますでしょうか。

(鵜田書記)

その他といたしまして、1つ用意してございます。お手元にデザイン賞のパンフレットをお配りしておりますが、今回、回収とさせていただきます。理由については、一部修正が必要な箇所が生じたということで、現在配っていませんし、ホームページからも削除している状態です。そのいきさつについては、もう一つ回収資料と書いたA4判の資料に書いてございます。こちらについては、目で追っていただけたらと思います。

今回、ご承認いただきたいこととして2点ございます。パンフレットにつきましては、他の受賞作品もございまして、これまでもストックされている状態ですので、何とかしてこれをもう一度掲出したいと考えております。そのために訂正を入れたいということが第1点。それから、第2点目としましては、当該箇所の変更を関部会長にお願いしたいということです。以上について、ご了承いただければそうさせていただきますと思います。以上です。

(関部会長)

今、ご説明がありましたが、8月末に連絡があったということです。読んでいただければと思いますが、事務局からご説明があったような措置を講じて、ホームページは今ストップしていますが、改正・修正、それからパンフレットの修正をするということです。講評の文章に関しては、昨年度、前回のものです、私は部会長をやっていたので責任があると思いますので、差しかえの原稿を作成してということです。何かございますでしょうか。

(鈴木委員)

今までこういうご意見が来たことはあったのですか。

(鵜田書記)

昔のことをそう知っている者ではないのですが、今まではなかったと思います。

(鈴木委員)

表現の自由というのではないですけどね。

(鵜田書記)

あと、実際に講評を各委員にお願いしているのですが、事務局で見まして、ちょっとおかしいかもしれないとか、実際にこれは褒めていないのではないのかかがあった場合には指摘させていただいて、書き直しをお願いすることは過去にもありました。

(真田委員)

今回はスルーしてしまったと。

(鈴木委員)

これから講評を書く手が鈍ってしまうかもしれませんけどね。

(真田委員)

でも、講評そのものは、どういう活動をしているかということに対して、こうしたらもっとよくなるのではないかとというようなところなら、褒めていない部分でもよかったと思うのですが、読むと、そうではないところでちょっとあれなので、講評の部分でよくないところを書くというのは、私はこれからもあっていいのかと思います。褒めるだけではないということです。

(関部会長)

先ほど事務局から説明がありましたが、審査のときには、今までは各委員がまず個票を見てセレクトしたものを現地調査して、審査会のときに自分はこれを推すというのを幾つか出して、それを見ながらディスカッションをして決めていくというやり方です。前回のことを思い出すと、決まった後に講評を書くというプロセスで、この表彰対象を推薦していない方が書かれてしまったということです。でも、議論には加わっていましたが、ほかの委員がどういう点を評価したかということは共有されていたと思うのですが、講評を書く方はその案件を強く推された方が書くようにすべきだったと

	<p>いう点を、いま、反省しています。</p> <p>(鈴木委員)</p> <p>それで、別にこの場所のことを言っているわけではなくて一般的なことを言っているのを、お読みになった方が自分のところのことを言われていると思ってしまったということだと思のです。</p> <p>(真田委員)</p> <p>出だしは確かに一般論ですが、途中から若干個別の場所のような雰囲気もあります。</p> <p>(嶋田書記)</p> <p>確かにいろいろな捉え方が可能な文章かなと思っています。私どももなるべく委員の皆様の講評を生かしたいとは思いますが、一方でいろいろな活動をされている市民もいらっしゃるということで、少しこれはというところはそれなりに見させていただく必要もあるかと思っています。</p> <p>(中島委員)</p> <p>ほかの案件は、それぞれの建物とか場所について説明しているのに、この案件については、一般論が多過ぎですね。</p> <p>(関部会長)</p> <p>ということで、今、事務局から説明いただいたとおり、これは了承をいただかなければと思います。これは現地調査の対象だったのですが、私自身が投票したかどうか曖昧ですけど、よろしければ私が差しかえた文章を、事情を踏まえて新しく書き直します。パンフレットも修正するのですか。</p> <p>(嶋田書記)</p> <p>パンフレットはもう使わないことにし、ホームページ上で公開いたします。</p> <p>(関部会長)</p> <p>わかりました。展示会もほぼ終わっている時期ですので、そういうことで対応したいと思いますので、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>(関部会長)</p> <p>パンフレットの修正に関して確認いただきありがとうございました。何か今までの3つの案件、あるいはそれ以外で何かご発言になりたいことや、つけ加えておきたいことはございますでしょうか。よろしいですか。特になければ、これで全ての議事を終了しましたので、改めて全体について事務局から確認をお願いしたいと思います。</p> <p>(嶋田書記)</p> <p>さまざまなご意見をいただきまして、ありがとうございました。きょうの議事1につきましては、次の合同部会で明らかにできることは検討させていただいて、提案させていただきたいと思ます。それから、パンフレットの内容のホームページ上の公開ですが、極力早くやらせていただきたいと思ますので、よろしく願います。</p> <p>これで終了でございます。次回は合同部会ということで、1月の開催を予定しています。別途日程調整させていただきますので、よろしく願いたいと思ます。</p> <p>また、議事録については、部会長の確認を得た上で公開させていただきます。よろしく願います。</p> <p>(関部会長)</p> <p>大変活発な議論をしていただき、また、新しく加わっていただいた委員の方も積極的に発言していただきありがとうございました。では、今回の議論を生かして、第10回横浜・人・まち・デザイン賞を進めていければと思ます。</p> <p>閉会</p> <p>(関部会長)</p> <p>では、以上で終了いたします。どうもありがとうございました。</p>
資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第、名簿、座席表 ・資料1 : 横浜・人・まち・デザイン賞まちなみ景観部門の概要について ・資料1別添 : 記者発表資料、表彰式の様子等 ・資料2 : 第10回横浜・人・まち・デザイン賞 スケジュール (案) ・資料3 : 第10回横浜・人・まち・デザイン賞 まちなみ景観部門の選考方法について (案) ・資料3別添 : 個票 (案) ・資料4 : 募集に関する広報について (案)

	<ul style="list-style-type: none"> ・資料4別添：第9回募集リーフレット、ポスター ・資料5：第9回横浜・人・まち・デザイン賞まちなみ景観部門アンケート結果 ・資料6：横浜・人・まち・デザイン賞まちなみ景観部門 表彰対象区一覧 ・資料7：賞の周知に向けた取り組みについて ・資料8：景観教育の取り組みについて ・参考資料1：表彰広報部会設置要綱 ・参考資料2：横浜まちづくり顕彰事業実施要綱 ・参考資料3：横浜まちづくり顕彰事業実施細目
特記事項	今回は、地域まちづくり推進委員会表彰部会との合同部会を2020年1月に開催予定。